

災害はとき・ところ・ひとを選びません

大雨などに備えましょう

●問い合わせ 役場庶務係 ☎ 201-4321

みずまき防災マップ

町では平成31年4月に「みずまき防災マップ」を全世帯へ配布しました。この冊子には、災害に備えて住民の皆さんに日ごろから取り組んでもらいたいこと、いざというときに身を守るためにとるべき行動などを掲載しています。また、町ホームページでも冊子と同じものが確認できますので活用してください。

※町では新型コロナウイルスの拡大防止を踏まえた防災に関する対応も進めています。



①自宅の危険度を知りましょう

「みずまき防災マップ」には、水害時の洪水予測や土砂災害の危険度などを示しています。まずは、自宅やその近所でどんな災害が想定されているのかを知り、家族の集合場所や避難経路などを考えてみましょう。

②3つの避難情報を覚えましょう

町が発令する避難情報には、次の3種類があります。発令された避難情報はテレビやラジオ、携帯電話への緊急速報メールなどでお知らせします。

▷避難準備・高齢者等避難開始

いつでも避難ができるように準備しましょう。また、避難に時間がかかる人は避難を始めましょう。

▷避難勧告

速やかに避難しましょう。

▷避難指示(緊急)

直ちに避難してください。また、外が危険な状況で移動できない場合、自宅内でより安全な場所に避難してください。

③積極的に防災情報を収集しましょう

災害時に適切な避難行動をとるためには、避難の必要性やタイミングを自分自身で判断する必要があります。

●収集方法

▷テレビ・ラジオ テレビリモコンのdボタンを押すとデータ放送で河川の水位や雨雲の動きなどが確認できます。

▷緊急速報メールが携帯電話に届きます。(登録不要)

1. 町が発令した避難に関する情報
2. 国が発信した遠賀川の氾濫危険度に関する情報
3. 気象庁が発信した緊急地震速報や津波警報、特別警報に関する情報

▷町や気象庁のホームページなど

▷みずまきコミュニティ無線

④避難するときは

「避難」と聞くと、避難所を連想しますが、避難所以外にも親戚や知人の家などの身の安全を確保できる場所への移動も有効な避難行動の1つです。災害が発生する前に早めに避難することがあなたの命を守ることに繋がります。

※避難所を開設した場合は、新型コロナウイルスの対策を実施しますが、マスクや消毒液を含む必要な身の回りの品は持参するなどの協力をお願いします。

FAX・固定電話へ防災情報を!

町では、大雨や台風発生時に防災情報や避難情報などを発信していますが、携帯電話やパソコンを持っていない人のために、FAX・固定電話へ情報発信を行うサービスを行っています。

●対象者 町内に住んでいる人、または町内に親族などが住んでいる人

●登録方法 申請書に必要事項を記入し、役場庶務係に提出してください。

※申請書は役場庶務係窓口や町ホームページで取得できます。

編集後記

◆ご無沙汰しております。産後休暇をただいておりました山本です。5月1日から復職し、5月25日号の編集から担当させていただきます。これからまた広報みずまきの取材・編集に取り組みますので、よろしくお願ひします。

まだまだ終わりの見えない新型コロナウイルス。その影響で外出が自粛され、日常生活が変わり、不安な日々が続いているかと思ひます。ストレス解消には、鼻から吸って口から吐く「ゆっくりとした深い呼吸」をするのが効果的だそうす。皆さんも体調には十分に気を付けてお過ごしください。(山本)

◆最近取材を自粛していたため、今回2か月ぶりの取材。皆さん、にんじくの芽ってどんな感じで育つのか知ってましたか。私は初めて知りました!表紙のとおりニョキッと垂れずに垂直に立っているのです。しかも背丈が高い。見た目はアスパラのようですが、初めて食べると想像以上の触感や風味を楽しめました。農家さんいわく、今年も育ちが例年より良いそうです。6月は旬なにんじくが楽しめるので、食べたことがない人はぜひ試してみてください。(近藤)

この広報紙は再生紙を使用しています。

町ホームページで確認を緊急情報をテスト表示中

町ホームページでは、大雨災害などで配信する緊急情報のテスト表示をしています。いざというときに、どのように表示されるのか確認しておきましょう。

▷町ホームページ

<https://www.town.mizumaki.lg.jp/>

●とき 6月17日(水)午後11時まで

●問い合わせ 役場情報政策係 ☎ 201-4321



※テスト表示は町ホームページのトップページに掲載しています。

道路や農地への不法投棄をやめましょう



道路や農地などにごみが捨てられているという苦情が多く発生しています。町では月2回、不法投棄パトロールを実施しています。令和元年度は可燃ごみ約430キログラム、不燃ごみ約100キログラムの不法投棄がありました。そのほとんどが道路沿いや河川敷に捨てられた生活ごみや粗大ごみです。また、農家の人から農地にごみを捨てられて困っているという相談も受けています。不法投棄は犯罪行為であり、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)のどちらか、または両方が課せられます。

一人ひとりが不法投棄をしないことはもちろんですが、不法投棄現場を目撃したら車のナンバーを警察に通報するなど、町全体で「不法投棄は許さない」という意識を持つことが大切です。住民の皆さんが快適に生活できるよう、協力をお願いします。

●問い合わせ 役場環境係 ☎ 201-4321

医療費の適正化のために

ジェネリック医薬品の積極的な活用を



●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321

●ジェネリック医薬品とは

後発医薬品ともいい、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に、新薬と同じ主成分で作られた薬です。国が定めた厳しい基準に合格し、新薬と同等の品質や安全性がある薬です。

●ジェネリック医薬品に替えるとうなる

新薬の開発には多くの時間や経費が必要です。しかし、ジェネリック医薬品はすでに有効性や安全性が確認された新薬と同じ主成分で製造するため、開発費を抑え、患者の皆さんに安く薬を届けることができます。

治療内容や他の薬との飲み合わせなどで、ジェネリック医薬品への切り替えができないことがあります。ジェネリック医薬品を希望する場合、かかりつけの医師や薬剤師にまず相談してください。

●効果が大きい人には差額通知を送付

ジェネリック医薬品に切り替えたときの効果が大きい人には、薬代がどれくらい削減できるかを示した差額通知を送っています。この機会に薬代を見直してみませんか。

●ジェネリック医薬品希望カードとは

受診のときにこのカードを提示するとジェネリック医薬品が優先して提供されます。「ジェネリック医薬品希望カード」は役場保険年金係窓口にありますので、ぜひ活用してください。

